

死後の手続き【遺言編】 子が守る

子のいない夫婦、再婚者、配偶者が認知症…遺言で不安解消
土地の共有は「共憂」に。相続を指定して争いのタネを除く
感謝の思いを込めた付言事項、遺族をつなぐ「結い言」に

年137万人が亡くなる大相続時代。遺言をつま
く活用する知恵は、シニア世代の新たな社会常識
になりつつある。うまく使えば「争族」を防げ、
書き方がまずいと争いの火種にもなる。家族の心
を結びつける「結い言」の書き方を学び、遺族に
想いをつなぐ「想続」を果たしたい。

東京都内に住む男性(41)
は、母の死後、結婚して他
県にいる妹(39)と相続トラ
ブルになった。

遺産は男性が同居してい
た母の自宅のほか、1千万
円の預貯金。父は死去して
おり、男性は自らが自宅を
相続し、妹に1千万円を渡
す考えだった。自宅の評価
額と比べると、妹の取り分
はかなり少ない。ただ、理
解してくれると思っていた。

妹の反応は「私の方が母
の面倒を精いっぱいみてき
たのに、半分以下しかもら
えないのはおかしい」。男
性は「最期まで自宅で介護
したのは俺だ」と訴えたが、
妹も「兄さんは同居で、住
宅費もいらなかった。その
分を含めれば、かなりの額
を受け取るはず」と主張。
遺産分割協議書への押印を

拒否した。
「うちの子たちは仲がいい
から、財産を巡るもめ事な
んで起こるはずがない」
そう思い込む親は多いが、
相続の現場からは違う実態
が浮かぶ。「えがお相続相
談室」(東京都港区)顧問で、
「残される母親が安心して
暮らすための手続のすべて」
の共著がある行政書士
の横倉肇さんは、争いに何
度も接してきた。

「子どもが2人以上いて1
人が親と同居している場合
などは、トラブルになりや
すい。財産の分け方を遺言
でしっかりと残しておくべ
きです」と話す。
預貯金は分けやすいが、
通常は1千万〜2千万円あ
れば多い方。相続財産で多
くを占めるのは土地で、全
体の4割弱を占める(円割

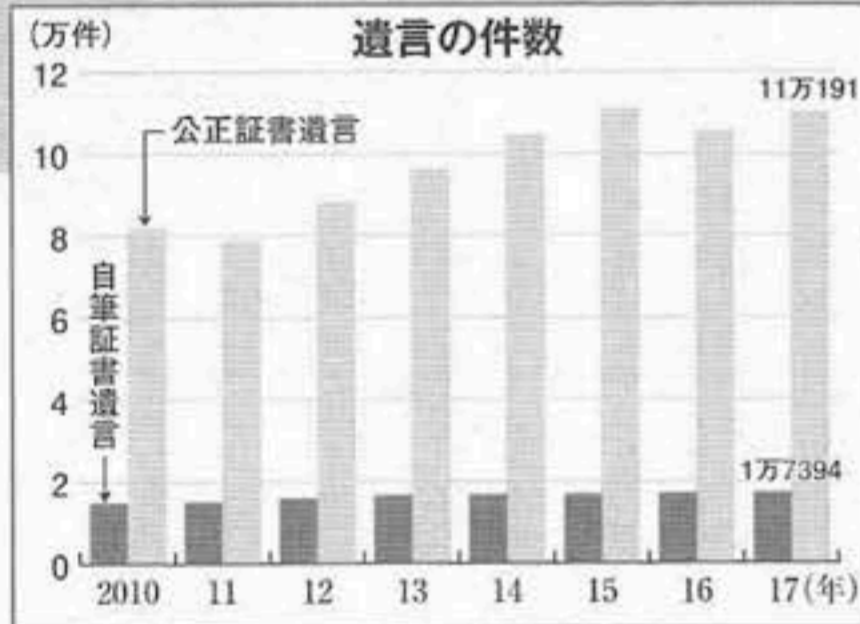
■遺言で知っておくべき7つのルール

- ①遺言があれば、法定相続よりも優先する
- ②一般に、公正証書遺言の方が自筆証書遺言よりもめにくい
- ③複数ある場合、新しく書いたものが有効になる
- ④自筆証書遺言は、裁判所の「検認」手続きを忘れずに
- ⑤遺留分に配慮しないと、減殺請求を受けることがある
- ⑥全相続人が合意すれば、遺言通りでない相続もできる
- ⑦心を込めた付言事項で、家族を結びつける「結い言」に

ラフ参照)。土地を1人で
相続するとその人の取り分
が多すぎる一方で、共有す
ると処分しにくくなる。相
続人みなが困る。共憂。状
態を生む。遺言なしに「家
族で相談して分けて」と死
に臨むと、思わぬ争いにつ
ながることがある。

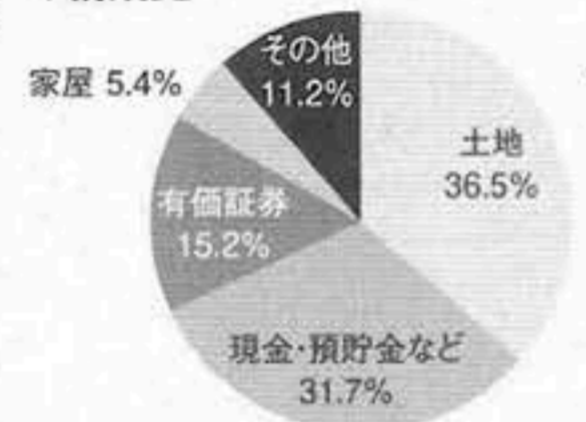
「いい遺言」 妻や夫、

書くのが常識! どう活用する?



公正証書遺言は年間の作成件数で日本公証人連合会まとめ、
自筆証書遺言は裁判所での検認件数で「司法統計(家事編)」から

相続財産の金額(計16.7兆円)
の構成比



国税庁「2017年分の相続税の申告状況
について」から作成

遺言は本人が手書きで書
く自筆証書遺言のほか、公
証役場の公証人がかかわる
公正証書遺言がある。表参
照。専門家を通したうえで
公正証書を作成した場合、

財産規模にもよるが、20万
円前後かかる。ただ、信頼
性が高く、遺言の9割弱を
占める(グラフ参照)。
自筆証書は手軽に書ける
が、自宅の仏壇やタンスに

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

| | 自筆証書遺言 | 公正証書遺言 |
|----|---|---|
| 長所 | いつでも自由に書け、手続きや費用が不要。書いたことを秘密にでき、何度も書き直せる。 自宅内や資金庫など、自由な場所に保管できる。(2020年7月からは法務局で保管する新制度も) | 公証人のもとで作るため、信用度が高くトラブルになりにくい。死後にすばやく手続きできる。 公証役場で保管され、紛失の恐れがない。遺言の存在の有無を死後に検索もできる。 |
| 短所 | 捏造や偽造などのトラブルが起きやすい。 財産目録以外すべて手書きで、修正が大変。死後に裁判所の「検認」手続きが必要。時間がかかり、全相続人の戸籍謄本が必要など手続きが煩雑。 | 2人以上の証人が必要で、費用もかかる。 わざわざ公証役場に行き書く必要がある。(寝たきりなどで行けない場合は、公証人に病院や自宅へ来てもらうこともできる) |

入れっぱなしで家族が気づ
かず、遺品回収業者が見つ
けるケースもある。裁判所
が遺言を確認する「検認」
の手続きも必要だ。
使い勝手を改善する動き
もある。来年7月から自筆
証書遺言の法務局保管制度
が始まり、検認が不要にな
る。今年1月13日からは自
筆証書遺言の財産目録をパ
ソコンなどで作ることが認
められ、すべてを手書きす
る必要がなくなった。不動
産登記事項証明書や預金通
帳のコピーも添付できる。
相続財産は土地、家屋、
株式、公社債、現金、預貯
金、小切手、貴金属、自動
車、ゴルフ会員権など幅広
い。すべて手書きは高齢者
にはハードルが高かった。
横倉さんは「パソコンな
どで作った財産目録は、ベ
ージごとに署名や押印が必
要ですが、作成の労力はか
なり軽減されました。自筆
証書遺言の保管制度も来年
から始まり、遺言書を書き
残そうと思う人は増えるで
しょう」と話す。

写真左は公正証書遺言のイメージ、右は相続に
関するセミナー(本文とは直接関係ありません)

遺言を書く際は「いい」に注意

よい遺言書とダメな遺言書の事例をもとに、効果的な書き方を考えたい。「えがお相続相談室」の横倉さん

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

×ダメな遺言書の例

遺言者 笑顔太郎は次のとおり、遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻笑顔花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2019年〇月〇日
東京都渋谷区渋谷東〇丁目〇番〇号
遺言者 笑顔太郎 印

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

(えがお相続相談室提供)

| | |
|------------------|------------------------|
| 別紙目録 | |
| 1 土地 | |
| 所在地 | 渋谷区渋谷東〇丁目 |
| 地番 | 12番30 |
| 地目 | 宅地 |
| 地積 | 100.35㎡ |
| 2 建物 | |
| 所在地 | 渋谷区渋谷東〇丁目〇番地〇 |
| 家屋番号 | 12番30 |
| 種類 | 居宅 |
| 構造 | 木造瓦葺2階建 |
| 床面積 | 1階 40.00㎡ 2階 35.64㎡ |
| 3 預金 | |
| 〇〇銀行渋谷東支店 | |
| 普通預金 口座番号0123456 | |
| 〇〇信用金庫渋谷東支店 | |
| 定期預金 口座番号9876543 | |
| 4 株式 | |
| 〇〇株式会社 100株 | |
| 株式会社〇〇 400株 | |
| 株式会社〇〇 1000株 | |
| 5 預金 | |
| 〇〇銀行足立支店 | |
| 普通預金 口座番号4567890 | |

笑顔太郎 印

「よく見かけるのは、「一切の財産を妻に相続させます」の一言で終わらせてしまう遺言です。これは、法定相続人の子どもから遺留分を請求される可能性があります」

○よい遺言書の例

遺言者 笑顔太郎は次のとおり、遺言する。

第1条 妻笑顔花子（昭和〇年〇月〇日生）には、別紙目録1及び2の不動産、別紙目録3の預金を相続させる。

第2条 長女相続良子（昭和〇年〇月〇日生）には、別紙目録4の株式を相続させる。

第3条 長男笑顔直行（昭和〇年〇月〇日生）には、別紙目録5の預金を相続させる。

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

東京都港区三田〇丁目〇番地〇号
行政書士 〇〇〇
昭和〇年〇月〇日生

(付言事項)

私はこれまでの人生、家族仲良く暮らすことができて本当に幸せでした。私が亡くなった後、一人になった花子を不安にさせず、困らないよう多くの財産を花子に遺し、残りを良子と直行に遺すことにしました。

このように財産を分けることが、これからも家族仲良く暮らすために必要だと思い、この遺言を作成しました。花子、良子、直行、今までありがとう。これからも家族仲良く暮らしてください。

2019年〇月〇日
東京都渋谷区渋谷東〇丁目〇番〇号
遺言者 笑顔太郎 印